

日鳥協発第18-194号
平成19年 1月16日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザウィルスの患畜の確認により出荷等に影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

表記のことについて、平成19年1月15日付け18生畜第2149号をもって、別添のとおり農林水産省生産局長、農林水産省経営局長の連名通達があったのでお知らせします。

別 添

- ・ 本会宛通知文
- ・ 関係金融機関への通知文の写し
- ・ 都道府県知事への通知文の写し

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

18生畜第2149号
平成19年1月15日

社団法人日本食鳥協会会長 殿

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

高病原性鳥インフルエンザの患畜の確認により出荷等に影響を受ける
畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、宮崎県内で飼養されていた鶏について、高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認されたところです。

本疾病の発生に伴う鶏の殺処分、移動制限等により、鶏卵、鶏肉等の出荷ができなくなった養鶏農家、食鳥処理業者、鶏卵選別包装業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されているところです。

つきましては、過去に山口県、京都府、茨城県等で本疾病が発生した際にも標記の件についてお願いしたところですが、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、都道府県知事及び関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、御了知の上、貴会関係会員に対し周知願います。

写

18生畜第2149号
平成19年1月15日

農林漁業金融公庫総裁
農林中央金庫代表理事理事長
全国銀行協会会長
社団法人第二地方銀行協会会長
全国地方銀行協会会長
全国信用金庫協会会長

殿

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

高病原性鳥インフルエンザの患畜の確認により出荷等に影響を受ける
畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、宮崎県内で飼養されていた鶏について、高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認されたところです。

本疾病の発生に伴う鶏の殺処分、移動制限等により、鶏卵、鶏肉等の出荷ができなくなった養鶏農家、食鳥処理業者、鶏卵選別包装業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されているところです。

つきましては、過去に山口県、京都府、茨城県等で本疾病が発生した際にも標記の件についてお願いしたところですが、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、都道府県知事に対して別添写しのとおり依頼したので御了知願います。

写

18生畜第2149号
平成19年1月15日

都道府県知事 殿

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

高病原性鳥インフルエンザの患畜の確認により出荷等に影響を受ける
畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、宮崎県内で飼養されていた鶏について、高病原性鳥インフルエンザの
患畜が確認されたところです。

本疾病の発生に伴う鶏の殺処分、移動制限等により、鶏卵、鶏肉等の出荷が
できなくなった養鶏農家、食鳥処理業者、鶏卵選別包装業者等においては、経
営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されているところです。

つきましては、過去に山口県、京都府、茨城県等で本疾病が発生した際にも
標記の件についてお願いしたところですが、貴管下関係機関に対し、これら経
営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通される
とともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、適
切な指導をお願い致します。

なお、関係機関に対して別添写しのとおり依頼したので申し添えます。